

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																	
茨木高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 512 1205 781"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th>品目 商品名</th> <th>当初受入 年月日</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">家具什器類</td> <td>箱類</td> <td rowspan="2">平成4年 8月31日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">121,128円</td> </tr> <tr> <td>カード箱</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>OA器具類</td> <td rowspan="2">平成16年 1月6日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">154,875円</td> </tr> <tr> <td>カスタムパソコン</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入 年月日	数量	金額	家具什器類	箱類	平成4年 8月31日	1	121,128円	カード箱	機械器具類	OA器具類	平成16年 1月6日	1	154,875円	カスタムパソコン	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>	<p>現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。 このため、廃棄済であるにもかかわらず備品台帳に記載されていた備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入 年月日	数量	金額																
家具什器類	箱類	平成4年 8月31日	1	121,128円																
	カード箱																			
機械器具類	OA器具類	平成16年 1月6日	1	154,875円																
	カスタムパソコン																			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年5月30日）